

平成26年3月4日

原子力発電関係団体協議会による原子力規制委員会への申し入れについて

本日(3/4), 原子力発電所の立地道県で構成する標記協議会として, 原子力規制委員会に対し, 下記により申し入れを行いましたのでお知らせいたします。

記

1 申し入れの実施について

- (1) 日 時 ; 平成26年3月4日 17時00分から
- (2) 場 所 ; 原子力規制庁
- (3) 出席者 相手方 ; 原子力規制庁 佐藤 暁 原子力規制企画課長
当 方 ; 茨城県 丹 勝義 理事兼防災・危機管理局長(標記協議会会長県)

2 申し入れ内容

(1) 申し入れ主旨(詳細については別添参照)

去る2月19日, 第43回原子力規制委員会において, 「原子力発電所の新規制基準適合性審査の今後の進め方について」が示され, 「審査書の作成にあたって, 優先的に審査を進める原子力発電所を選定することや, 科学的・技術的知見の募集に関して, 自治体からの要請により, 共催で公聴会を開催できる」旨の方針が決定されたところ。

当該方針の中で, 特に公聴会の開催について, その位置付けが不明確であること, また, 自治体の要請に基づき共催で開催することは原子力規制委員会が説明責任を果たしているとは言い難いことなど, 立地自治体の立場から強く申し入れるもの。

(2) 申し入れ時の主な発言

- 丹 茨城県理事兼防災・危機管理局長(当協議会会長県)
 - ・ 当協議会では, これまで重ねて原子力規制委員会に対し, 「新規制基準適合性審査の結果等については, 原子力規制委員会の然るべき責任ある立場の者自らが, 自治体や国民へ説明すること」を求めてきたところ。
 - ・ しかしながら, 公聴会の開催など, 唐突に示された方針は, 非常に場当たりのであり, 当協議会の総意として, 受け入れることはできない。
 - ・ 新規制基準適合性審査は, 原子力規制委員会自らが責任を持って実施し, 国民に丁寧に説明すべきものであり, 仮に公聴会を実施する場合は, 自治体からの要請に基づき共催で実施するのではなく, 原子力規制委員会の責任で実施すべきである。
 - ・ また, 立地自治体に関係する方針を決定する際は, 今回のような一方的な決定とならないよう, 事前に当協議会と意見交換していただきたい。

3 原子力規制庁の主な発言内容

○ 佐藤 原子力規制企画課長

- ・ これまでも大きな決定を行う際は、決定に先立って意見募集を行ってきており、新規制基準の策定は現行法の大きな改正であったことを踏まえ、それに基づく審査についても最終段階で意見募集を行うこととした。
- ・ 公聴会(仮称)の実施は、審査書の案段階で意見を聞く場を設けるべきとの委員長の意見を踏まえ、意見募集の方法の一つとして決定したものの。
- ・ 今回の申し入れについては、田中委員長へ報告し、意見募集の方法について検討すすめたい。

(問い合わせ先)

原子力発電関係団体協議会事務局

(茨城県生活環境部原子力安全対策課)

TEL 029-301-2916